

床下集合配管システム（排水ヘッダー）の取り扱いについて

1. 排水ヘッダー使用に伴う提出書類

- (1) 申請時
 - ・排水設備等確認申請書
 - ・排水設備等確認通知書
 - ・位置図（施工箇所図）
 - ・排水設備工事調書
 - ・平面図（点検口の箇所を図面に記載）
 - ・縦断図（従来どおりの記入で No.0 になる桝から公共桝まで）
 - ・床下集合配管システム仕様確認書（原本）別紙のとおり
 - ・構造詳細図（仕様書等）
- (2) 完成時
 - ・排水設備等完成届書
 - ・使用開始届
 - ・排水設備等検査済証
 - ・位置図（施工箇所図）
 - ・排水設備工事調書
 - ・平面図（点検口の箇所を図面に記載）
 - ・縦断図（従来どおりの記入で No.0 になる桝から公共桝まで）
 - ・写真関係（下記説明による）

2. 添付書類等について

(1) 床下集合配管システム仕様確認書

床下集合配管システム仕様確認書は、住宅販売会社が建築物の所有者又は使用者に床下集合配管方式を説明し承諾を得ているか。また、維持管理や使用の方法を説明しているかなどを確認するために添付していただく書類となります。

さらに、指定工事店が施工する際、技術上の確認をしているかなどを把握するためのものでもあります。

(2) 写真の添付

- ① 点検口及び床下集合部の状況を写真撮影し、竣工時に添付すること。その際、主要部材の名称及び形式番号を記載した工事看板等を入れて撮影すること。
- ② 点検口の蓋を開けた状態で、間口・深さの寸法が判読できるようにスケールを当てて撮影すること。
- ③ 掃除口の有無、行き止まり配管の有無が確認できるよう撮影すること。

3. 施工について

- (1) 使用できる排水ヘッダーは各排水器具から単独で配管された排水横枝管を

ヘッダー状（並列）に接続合流したものであり、資材製造会社がシステムとして供給しているものに限ること。また、継手合流方式（継手の組み合わせによる配管）は、排水ヘッダーとして認めないこと。

- (2) 周囲に維持管理上支障とならない空間が確保されていること。
- (3) ヘッダー上部に点検及び清掃等が可能な蓋があること。
- (4) 適切な勾配を保ち、コンクリートなどの堅固なものに支持金具等で固定されていること。
- (5) ヘッダー上部又は付近に点検口（開閉口）が設けられていること。
- (6) 汚水系統についてはできるだけ上流部の柵に接続し排水できるようにする等、汚水の逆流や滞留が生じない構造であること（1階及び2階からの汚水はできるだけ1系統で接続すること）。施工上困難な場合は、柵間に段差柵を設置し上流への逆流を防止する等の措置をとること。
- (7) ヘッダーに接続する排水器具すべてに器具トラップ（臭気止め）が設置されていること。また、2階部分からの排水器具を合流させる場合、通気弁を設置する等の適切な通気が施されていること。
- (8) ヘッダーからの流出管は、速やかに屋外排水設備のますに接続させること。
- (9) 飲食店等については阻集器を別に設け、別系統で接続すること。
- (10) その他、資材製造会社の定める施工方法等により、適切に設置すること。

4. 設置後の維持管理について

- (1) 住宅販売会社、指定工事店及び申請者は使用者への引渡し時に、ヘッダーの使用及び維持管理等について必ず説明を行うこと。
- (2) 適切な維持管理が行われないと設置当初の機能が損なわれ、詰まりなどの影響がでる恐れがあるので、使用者は当システムの構造を十分理解し、日常点検を心がけ適切な管理に努めること。
- (3) 使用者及び指定工事店は、万一ヘッダーに支障が生じた場合の緊急時の体制を整えるとともに、閉塞等のトラブルが発生した際は、使用者及び指定工事店において適切な対応を行うこと。

5. その他

- (1) 床下集合配管の施工に関しては、新築及び増改築の工事について適用するものとする。
- (2) No.0となる柵から公共柵までの施工は、従来どおり白河市下水道条例、同規則等に基づき施工すること。

※ 床下集合配管（排水ヘッダー）を使用するにあたり、前澤化成工業株式会社及び積水化学工業株式会社の両製品とさせていただきます。

なお、上記製品以外の製品を使用する場合は事前に協議願います。